

第5回労働協約交渉 その2

予備勤務も労基法32条の2の勤務とし、 労基法40条適用は限定せよ！

国労の主張

◆日勤行路の拘束時間は、10時間以内とすること。

会社の見解

乗務割交番は列車ダイヤに合わせて作成しており、効率的な行路作成上拘束時間に制限を設けることは難しい。

◆日勤行路は公共交通機関で出勤できる時間とせよ。

会社の見解

前泊があることは承知しているが、社員の居住地・通勤時間を勘案した行路作成は出来ない。

国労の主張

◆予備勤務者の休日指定予定日は、10日に行うこと。

会社の見解

予備勤務者については、交番が指定され年休が確定した後に勤務が指定できるようになる。10日に休日指定予定は出せない。

国労の主張

◆予備勤務者の勤務指定は、25日に行うこと。

会社の見解

「休日か否か」「勤務か否か」を25日に指定しており勤務の指定は行っている。

国労の主張

◆予備勤務も労基法32条の2の勤務とし、予備勤務とは別に異常時等に対応する「出勤予備」を配置すること。

会社の見解

予備勤務者の勤務は、労基法40条の適用だと考えている。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩